様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　２０２５年１月２４日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）        おおばやしぐみ  一般事業主の氏名又は名称     株式会社大 林 組  （ふりがな）      はすわ　けんじ  （法人の場合）代表者の氏名  　   蓮輪 　 賢治  住所　〒108-8502　東京都港区港南2丁目15番2号  法人番号　7010401088742  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. Obayashi Sustainability Vision 2050 2. 中期経営計画2022 3. コーポレートレポート2024 | | 公表日 | 1. 2019年6月24日 2. 2022年3月11日 3. 2024年8月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 公表方法 : 当社ホームページに掲載   公表場所 :　https://www.obayashi.co.jp/sustainability/vision.html   1. 公表方法 : 当社ホームページに掲載   公表場所 : https://www.obayashi.co.jp/company/upload/img/mid\_term\_plan2022\_J.pdf  記載ページ : P.4「ビジョンと社会課題」   1. 公表方法 : 当社ホームページに掲載   公表場所 : https://ir.obayashi.co.jp/ja/ir/data/report/main/0/teaserItems2/00/linkList/01/link/CR2024\_all.pdf  記載ページ : P.8-9「組織としてのDX活用について」 | | 記載内容抜粋 | ①Obayashi Sustainability Vision 2050  「Obayashi Sustainability Vision 2050」では、2040～2050年の「あるべき姿」の実現に向けて『事業展開の方向性を「インフラ・まちづくりのライフサイクルマネジメント」、「はたらく人と住まう人に優しい事業・サービス」、「未来社会に貢献する技術・事業イノベーション」の3つ』に定めています。  ②中期経営計画2022  中期経営計画2022はこのビジョンの下、2050年の大林グループ像を『人とイノベーションを原動力に変革に挑戦し続ける企業グループとなり、人々が集う空間、街、環境等のサステナビリティに係る社会課題に多様なソリューションを提供する』とし、顧客視点での価値創出を行います。  ③コーポレートレポート2024  コーポレートレポート2024では、『情報セキュリティの強化』、『業務プロセスの変革』、『既存事業の強化』、『新規事業の展開』、『ビジネスモデルの変革』において情報処理技術を活用する方向性を示し、公表しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 1. 取締役会で承認された事項の公表資料 2. 取締役会で承認された事項の公表資料 3. 取締役会で承認された事項に基づき作成された公表資料 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 中期経営計画2022 2. 中期経営計画2022追補 3. コーポレートレポート2024 4. コーポレートレポート2022 | | 公表日 | 1. 2022年3月11日 2. 2024年5月13日 3. 2024年8月1日 4. 2022年8月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 公表方法 : 当社ホームページに掲載   公表場所 : https://www.obayashi.co.jp/company/upload/img/mid\_term\_plan2022\_J.pdf  記載ページ : P.8「全体像」、P.19「経営基盤戦略」   1. 公表方法 : 当社ホームページに掲載   公表場所 : https://www.obayashi.co.jp/company/upload/file/mid\_term\_plan2022\_add\_J.pdf   1. 公表方法 : 当社ホームページに掲載   公表場所 : https://ir.obayashi.co.jp/ja/ir/data/report/main/0/teaserItems2/00/linkList/01/link/CR2024\_all.pdf   1. 公表方法 : 当社ホームページに掲載   公表場所 : https://www.obayashi.co.jp/ir/upload/img/ir2022.pdf  記載ページ : P.57-58「DX」 | | 記載内容抜粋 | 中期経営計画2022やコーポレートレポート2024において、基本戦略や経営基盤戦略などを公表しています。  ①中期経営計画2022  基本戦略の3つの柱は『建設事業の基盤の強化と深化』、『技術とビジネスのイノベーション』及び『持続的成長のための事業ポートフォリオの拡充』となっています。基本戦略を実現するための経営基盤戦略の1つに『DX』があります。  ③コーポレートレポート2024 P.78「中期経営計画2022におけるDX戦略の進捗」  経営基盤戦略における「DX」は、コーポレートレポート2024においても『経営戦略とDX戦略を常に整合させ、グループの全体最適を図っていくことで、企業競争力強化の実現を目指しています』として詳説しています。  ④コーポレートレポート2022  施策の具体例としては、一気通貫情報システムとして開発された「BizXBase」が挙げられます。これは『営業から竣工およびアフターサービスまでのあらゆる業務情報を相互に関連付けて一元的に管理するデジタル基盤』です。また、製造業における情報管理の考え方を応用した建設PLMシステムは『設計から積算・見積、施工および竣工までのBIMモデルから抽出したBOM情報などを一元的に管理して、整合性や一貫性を担保するデジタル基盤』です。どちらも『生産情報と経営情報の融合』を目的としています。  ③コーポレートレポート2024 P.81「生産性向上に向けたBIM・CIM活用」  BIMデータを用いた具体的な業務効率化の取り組みとしては、『部材の製造から出荷、搬入、建方までの一連の工程進捗をBIM上で一元管理するシステム』の活用による『部材の仕分け、施工位置の把握、部材の搬入、組み立ての省力化を実現』や、『施工シミュレーション』、『VR機器を利用したデジタルモックアップとしての活用』などを実施しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 1. 取締役会で承認された事項の公表資料 2. 取締役会で承認された事項の公表資料 3. 取締役会で承認された事項に基づき作成された公表資料 4. 取締役会で承認された事項に基づき作成された公表資料 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. コーポレートレポート2022   記載ページ : P.57-58「DX」   1. コーポレートレポート2024   記載ページ : P.90「役員紹介」   1. コーポレートレポート2024   記載ページ : P.78-81「DX」 | | 記載内容抜粋 | ④2022年2月に、『デジタル戦略に基づく施策を各本部・事業部、ならびにグループ会社に展開し、効率的かつ迅速にデジタル変革を推進していくため、従前よりも経営層に近い社長直轄の本部組織』として「DX本部」を設置し、公表しています。  ③また、常務執行役員がDX本部長を担っています。  ④外部組織との関係構築・協業としては、グループ会社のオーク情報システム代表取締役社長がDX本部の副本部長を兼務し、DXを推進しています。  ③人材の育成・確保に関しては、『当社グループ全社員だけでなく、サプライチェーン（パートナー会社、協力会社）』を含め、『デジタルリテラシーの底上げによる組織能力の向上』を狙いとしたデジタル人材育成に取り組んでいます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ②中期経営計画2022追補  　記載ページ : P.9「経営指標目標の一部見直し」 | | 記載内容抜粋 | ②中期経営計画2022追補において、DX関連投資に対する投資計画を公表しています。『現時点で想定される業績見通しに基づき中期経営計画2022の経営指標目標(投資計画・キャッシュアロケーションを含む)を一部見直し』し、DX関連投資として、2022年度～2026年度の5か年で900億円(年度平均180億円)を計上しています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. コーポレートレポート2024 2. コーポレートレポート2022 | | 公表日 | 1. 2024年8月1日 2. 2022年8月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 公表方法 : 当社ホームページに掲載   公表場所 : <https://ir.obayashi.co.jp/ja/ir/data/report/main/0/teaserItems2/00/linkList/01/link/CR2024_all.pdf>  記載ページ : コーポレートレポート2024 P.31「マテリアリティとKPI」   1. 公表方法 : 当社ホームページに掲載   公表場所 : <https://www.obayashi.co.jp/ir/upload/img/ir2022.pdf>  記載ページ : コーポレートレポート2022 P.57「DX」図版 | | 記載内容抜粋 | コーポレートレポートにおいて、ESG経営を推進するうえでの重要課題、アクションプラン、KPIを公表しています。  ①コーポレートレポート2024  KPIのうち『建設現場従事者1日当たりの生産性』で総括的に評価を実施しています。  情報セキュリティ管理の徹底のため、『情報セキュリティ研修受講率』や『重大な情報セキュリティ事故件数』をKPIとして設定しています。  ②コーポレートレポート2022\_p.57「DX」図版  また、IPAの「ITパスポート試験」について、2024年度までに『新規取得+500人』をKPIとしています。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①2024年8月1日 | | 発信方法 | 1. 公表方法 : 当社ホームページに掲載   公表場所 : <https://ir.obayashi.co.jp/ja/ir/data/report/main/0/teaserItems2/00/linkList/01/link/CR2024_all.pdf>  記載ページ : 本文中に記載 | | 発信内容 | ①コーポレートレポート2024 P.5-9「トップメッセージ」  社長のトップメッセージとしては、『人材や組織の強化、DXや技術などへの注力を通じて経営基盤を強化していくことで、企業価値の持続的拡大の道筋を確かなものとしていきます』と位置づけた上で、『新たな技術開発やDXの推進による生産性の向上、サプライチェーンの拡充による生産力の確保が喫緊の課題』とし、『BPRのほか、BIM/CIMといった3次元の電子データを活用する建設生産・管理システムの導入など、事業領域と管理領域の双方からDXに取り組んでいます』と発信しています。  ①コーポレートレポート2024 P.35-39「フィナンシャルレビュー」  副社長のフィナンシャルレビューとしては、『DX関連投資、技術関連投資、工事機械・事業用施設などへの投資については、2024年度から建設業にも適用となった改正労働基準法の時間外労働の上限規制も踏まえ、生産性の向上に寄与するものは前倒しで実施しています』と発信しています。  ①コーポレートレポート2024 P.78-81「DX」  常務執行役員であるDX本部長のコメントとしては、『現代において、DX投資は企業の成長のためには必要不可欠なものであり、社会環境の変化に合わせてエンハンスを続けなければならないと考えています』『環境変化に素早く適応できるよう、経営を下支えしていくためのDX投資を積極的に行っています』『現在、グループ全体でのデータの共有・再利用を進めています』と発信しています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年12月頃 ～ 2025年1月頃 | | 実施内容 | 「自己診断結果入力サイト」にて課題把握を実施しています。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2003年2月頃 ～ 継続実施中 | | 実施内容 | 情報セキュリティに関する対策状況を社外ホームページにて「情報セキュリティ」として公表しています。  https://www.obayashi.co.jp/company/governance/riskmanagement.html  「情報セキュリティポリシー」や「個人情報保護規程」を制定して、情報管理体制を確立しています。また、サイバーセキュリティ対策に加え定期的にリスク評価を行っています。  2022年度第1四半期にはゼロトラストセキュリティ環境への完全移行を達成しています。また同年第2四半期には第5世代までのオフラインデータ自動保存も開始しています。  協力会社や業務委託先についても、契約書、誓約書などによる遵守事項の明確化し、受け入れ時の情報セキュリティ教育、チェックリストによる啓発、注意喚起を実施しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。